

義務教育費国庫負担制度の国負担率の復元を求める意見書

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。また、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であり、「教育は未来への先行投資」であることは、多くの国民の共通認識となっています。

子どもたち一人一人にゆきとどいた教育を実現するためには、何よりも教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、教育の全国水準や機会均等の確保、児童生徒の学力格差の縮小、少人数学級やいじめ・不登校の解消のための加配などの地方独自の教育の下支えを果たす教育的に大変意義ある制度です。しかし、その国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、都道府県等における教育予算の確保が厳しくなりました。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。このためにも、国の平成27年度予算編成にあたり義務教育費国庫負担制度の国負担率を2分の1に復元し、国全体として、教育予算の確保・充実を図られるように要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 6月18日

福岡県糸島市議会